

福島市公告第397号

平成29年度福島市人事行政の運営の状況について

地方公務員法第58条の2第3項及び福島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成29年度の福島市人事行政の運営等の状況について次のとおり公表する。

平成30年12月3日

福島市長 木幡 浩

[人事行政の運営等の状況について]

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成29年度における本市職員数や勤務時間、給与などのほか、職員の研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 公平委員会の業務の状況

公表の内容については、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら担当課までお寄せください。

担当課 福島市役所総務部人事課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話 024(525)3703
FAX 024(535)1260

記

1 職員の任免及び職員数に関する状況(平成30年4月1日現在)

(1) 職員の任免に関する状況

ア 職員の採用状況

平成29年10月1日付で、行政職7名、土木技師1名、建築技師1名の合計9名を競争試験により採用し、平成30年4月1日付で、行政職47名、土木技師7名、建築技師2名、電気技師2名、化学技師2名、管理栄養士2名、保健師7名、保育士12名、幼稚園教諭4名、消防士14名、薬剤師1名、農芸化学技師2名、理学療法士1名、医師1名の合計104名を競争試験又は選考試験により採用しました。

イ 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち、改めて任用される職員であり、現在、地方公務員法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員が在籍しています。

平成30年度は、短時間勤務職員124名を採用しました。

ウ 職員の退職の状況(H29.4.1~H30.3.31)

	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
退職者数	57	8	15	80

※1 定年退職職員は60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する職員です。

※2 勸奨退職の対象者は、50歳以上かつ勤続25年以上の要件を満たす職員です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成29年	平成30年			
一 般 行 政 部 門	議 会	16	16	0	組織改正等による増等 中核市移行・待機児童への対応等による増等 保健所の設置・組織改正等による増等 事務事業の移管等による減 組織改正等による増等 配置職員の見直し等による増等
	総務企画	356	359	3	
	税 務	109	109	0	
	民 生	276	293	17	
	衛 生	210	223	13	
	労 働	4	4	0	
	農林水産	77	74	△ 3	
	商 工	44	46	2	
土 木	183	186	3		
小 計	1,275	1,310	35		
特 別 行 政	教 育	342	330	△ 12	配置職員の見直し等による減等
	消 防	261	270	9	配置職員の見直しによる増
	小 計	603	600	△ 3	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	87	89	2	配置職員の見直しによる増
	下 水 道	30	30	0	
	そ の 他	80	82	2	中核市移行への対応による増
	小 計	197	201	4	
合 計	2,075	2,111	36		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。なお、地方公務員の身分を保有する休職者や派遣職員などを含みますが、臨時または非常勤職員は除きます。

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	平成28年	平成30年	進捗状況		(参考) 数値目標
		計画前年	計画2年目	実績計	進捗率	
一 般 行 政	減 員	-	△ 125	△ 162	108.0 %	△ 85
	増 員	-	160	216		135
	差 引	-	35	54		50
	職員数	1,256	1,310	1,310		1,306
特 別 行 政	減 員	-	△ 22	△ 32	160.0 %	△ 46
	増 員	-	19	24		41
	差 引	-	△ 3	△ 8		△ 5
	職員数	608	600	600		603
公 営 企 業 等 会 計	減 員	-	0	△ 4	- %	△ 3
	増 員	-	4	5		3
	差 引	-	4	1		0
	職員数	200	201	201		200
合 計	減 員	-	△ 147	△ 198	104.4 %	△ 134
	増 員	-	183	245		179
	差 引	-	36	47		45
	職員数	2,064	2,111	2,111		2,109

(注1) 計画期間は、平成29年～34年の6年間です。

(注2) %の数値は、差引数の数値目標に対する進捗率を示しています。公営企業等会計については、差引数の数値目標が「0」のため、進捗率を「-」としています。

(注3) 実績計は、平成29年～平成30年の累計です。

②定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の内訳

部 門	区分	平成28年	平成30年	実績計	手法(事由)の概要
		計画前年	計画2年目		
議 会	減 員	-	0	0	
	増 員	-	0	0	
	差 引	-	0	0	
	職員数	16	16	16	
総務企画	減 員	-	△ 39	△ 62	(減員理由)
	増 員	-	42	61	組織改正等
	差 引	-	3	△ 1	(増員理由)
	職員数	360	359	359	組織改正等
税 務	減 員	-	0	0	
	増 員	-	0	3	
	差 引	-	0	3	
	職員数	106	109	109	
民 生	減 員	-	△ 1	△ 7	(減員理由)
	増 員	-	18	27	配置職員の見直し
	差 引	-	17	20	(増員理由)
	職員数	273	293	293	中核市移行・待機児童への対応等
衛 生	減 員	-	△ 76	△ 80	(減員理由)
	増 員	-	89	109	組織改正等
	差 引	-	13	29	(増員理由)
	職員数	194	223	223	保健所の設置等
労 働	減 員	-	0	0	
	増 員	-	0	0	
	差 引	-	0	0	
	職員数	4	4	4	
農林水産	減 員	-	△ 3	△ 5	(減員理由)
	増 員	-	0	2	事務事業の移管等
	差 引	-	△ 3	△ 3	
	職員数	77	74	74	
商 工	減 員	-	△ 1	△ 1	(減員理由)
	増 員	-	3	4	配置職員の見直し
	差 引	-	2	3	(増員理由)
	職員数	43	46	46	組織改正等
土 木	減 員	-	△ 5	△ 7	(減員理由)
	増 員	-	8	10	配置職員の見直し等
	差 引	-	3	3	(増員理由)
	職員数	183	186	186	配置職員の見直し等
一般行政 部 門 計	減 員	-	△ 125	△ 162	
	増 員	-	160	216	
	差 引	-	35	54	
	職員数	1,256	1,310	1,310	
教 育	減 員	-	△ 22	△ 32	(減員理由)
	増 員	-	10	15	配置職員の見直し等
	差 引	-	△ 12	△ 17	(増員理由)
	職員数	347	330	330	組織改正等
消 防	減 員	-	0	0	
	増 員	-	9	9	
	差 引	-	9	9	(増員理由)
	職員数	261	270	270	配置職員の見直し
特別行政 部 門 計	減 員	-	△ 22	△ 32	
	増 員	-	19	24	
	差 引	-	△ 3	△ 8	
	職員数	608	600	600	
水 道	減 員	-	0	△ 1	
	増 員	-	2	2	(増員理由)
	差 引	-	2	1	配置職員の見直し
	職員数	88	89	89	
下水道	減 員	-	0	△ 1	
	増 員	-	0	0	
	差 引	-	0	△ 1	
	職員数	31	30	30	
その他	減 員	-	0	△ 2	
	増 員	-	2	3	(増員理由)
	差 引	-	2	1	中核市移行への対応
	職員数	81	82	82	
公営企業 等 会 計 部 門 計	減 員	-	0	△ 4	
	増 員	-	4	5	
	差 引	-	4	1	
	職員数	200	201	201	
合 計	減 員	-	△ 147	△ 198	
	増 員	-	183	245	
	差 引	-	36	47	
	職員数	2,064	2,111	2,111	

※各年4月1日現在

2 職員の人事評価の状況

職員が自らその職務に対して目標設定・自己評価を行い、評価者（所属長等）がこれの評価することにより、職員の自主的な能力開発や、業務の改善等がより一層期待できるとともに、組織全体の能率・能力の向上、士気高揚を図り、さらなる市民サービスの向上につなげていくことを目的として、平成27年度に人事評価制度を試行的に導入しました。

平成29年度は、平成30年度からの本格実施に向け、引き続き制度改善を行ったほか、評価結果の効果的な活用について検証を行いました。

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況(一般会計当初予算)

年度	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成29年	1,870人	7,378,953千円	1,241,401千円	2,912,751千円	11,533,105千円	6,167千円
平成30年	1,905人	7,457,987千円	1,262,936千円	3,004,232千円	11,725,155千円	6,154千円
前年比	35人	79,034千円	21,535千円	91,481千円	192,050千円	△13千円

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額と一般行政職の初任給(各年4月1日現在)

年度	区 分	平均年齢	平均給料 月 額	区 分	一般行政職の初任給	
					福島市	福島県
平成29年	一般行政職	40.4歳	323,500円	大学卒	189,100円	189,100円
	技能労務職	47.4歳	344,100円	高校卒	153,900円	153,900円
平成30年	一般行政職	40.0歳	317,500円	大学卒	190,100円	190,100円
	技能労務職	47.8歳	350,900円	高校卒	154,900円	154,900円
前年比	一般行政職	0.2歳	△6,000円	大学卒	1,000円	1,000円
	技能労務職	0.8歳	6,800円	高校卒	1,000円	1,000円

(3) 職員の学歴別、経験年数別平均給料月額(各年4月1日現在)

年度	区 分		経 験 年 数		
			10年	15年	20年
平成29年	一般行政職	大学卒	272,000円	323,300円	370,300円
		高校卒	223,700円	265,600円	330,700円
	技能労務職	18~19歳	212,300円	—	270,800円
平成30年	一般行政職	大学卒	271,300円	317,300円	371,800円
		高校卒	227,100円	264,900円	318,200円
	技能労務職	18~19歳	—	233,000円	262,400円
前年比	一般行政職	大学卒	△700円	△6,000円	1,500円
		高校卒	3,400円	△700円	△12,500円
	技能労務職	18~19歳	—	—	△8,400円

(4) 一般行政職の級別職員数(平成30年4月1日現在)

年度	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
平成30年	職員数(人)	177	186	243	313	77	81	33	17	1,127
	構成比(%)	15.7	16.5	21.6	27.8	6.8	7.2	2.9	1.5	100.0

(5) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当(各年4月1日現在)

年度	区分		福 島 市		福 島 県	
			期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
平成29年	6 月 期		1.225月分	0.85月分	1.225月分	0.85月分
	1 2 月 期		1.325月分	0.85月分	1.325月分	0.85月分
	計		2.55月分	1.70月分	2.55月分	1.70月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有		有	
平成30年	6 月 期		1.225月分	0.90月分	1.225月分	0.90月分
	1 2 月 期		1.325月分	0.90月分	1.325月分	0.90月分
	計		2.55月分	1.80月分	2.55月分	1.80月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有		有	
前年比	6 月 期		0.000月分	0.050月分	0.000月分	0.050月分
	1 2 月 期		0.000月分	0.050月分	0.000月分	0.050月分
	計		0.0月分	0.10月分	0.0月分	0.10月分

②退職手当(各年4月1日現在)

年度	区分		福 島 市		福 島 県	
			自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
平成29年	支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
		勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
		勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
		最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
	退職時特別昇給		無		無	
平成30年	支給率	勤続20年	19.6695月分	24.5869月分	19.6695月分	24.5869月分
		勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	28.0395月分	33.2708月分
		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
		最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	退職時特別昇給		無		無	
前年比	支給率	勤続20年	△ 0.7755月分	△ 0.96935月分	△ 0.7755月分	△ 0.96935月分
		勤続25年	△ 1.1055月分	△ 1.3117月分	△ 1.1055月分	△ 1.3117月分
		勤続35年	△ 1.5675月分	△ 1.881月分	△ 1.5675月分	△ 1.881月分
		最高限度額	△ 1.881月分	△ 1.881月分	△ 1.881月分	△ 1.881月分

③その他の手当(平成30年4月1日現在)

扶 養 手 当	・配偶者	月額	8,500円
	・子	月額	9,000円
	・その他の扶養親族	月額	6,500円
	・配偶者のない職員の扶養親族1人まで(子の場合)	月額	10,000円
	・配偶者のない職員の扶養親族1人まで(子以外)	月額	6,500円
	・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算。		
住 居 手 当	・借 家	限度額	27,000円
通 勤 手 当	・交通機関利用の場合		38,010円 限度
	・交通用具使用の場合通勤距離に応じて		4,000円～ 19,500円
時間外勤務手当 (平成29年度)	支 給 総 額		848,408千円
	職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額		456,133円
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)		25.2%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度)		73,999円
	手 当 の 種 類		18種
	代表的な手当の名称	・市税等事務従事手当 ・防疫作業手当 ・社会福祉業務手当 ・交替制勤務手当 ・高所作業手当 ・特殊自動車運転手当 ・消防業務手当 ・行旅死病人等措置手当 ・原子力災害対応作業手当 ・有害物等取扱手当	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(平成30年4月1日現在)

(1) 職員の勤務時間の状況

① 一般の職員の勤務時間等

労働基準法第32条並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定していません。

勤務時間

1週間あたり38時間45分

月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分

(午前8時30分から午後5時15分まで)

② 一般の職員の休日

I 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

II 12月29日から翌年の1月3日までの日

※勤務する施設等の業務時間等により勤務時間や休日異なります。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇は、法律並びに国や県の制度に準じ、年次有給休暇・病気休暇・介護休暇・特別休暇が設けられており、それぞれの概要は次のとおりです。

年次有給休暇：労働基準法第39条の規定により与えられる有給の休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

病 気 休 暇： 勤労意欲があっても負傷又は疾病により勤務することができない職員に対して、医師の診断に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です(福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条)。

介 護 休 暇： 職員の配偶者又は子及び職員又は職員の配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むことについて支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です(福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条)。

特 別 休 暇： 結婚、出産や忌引き等の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です(福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条)。

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況について

勤務に堪えない場合等に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成29年度は24件行い、すべてが病気を原因とする休職処分でした。

(2) 懲戒処分の状況について

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)を、平成29年度は6件行いました。

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業の取得状況

平成29年度に育児休業を取得した職員は69名でした。その内、37名は平成29年度中に新規に取得したものです。

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

(地方公務員の育児休業等に関する法律及び福島市職員の育児休業に関する条例)

(2) 介護休暇の取得状況

平成29年度に介護休暇を取得した職員は1名でした。

(3) 配偶者同行休業の取得状況

平成29年度に配偶者同行休業を取得した職員は1名でした。

7 職員の退職管理の状況

No.	退職時の職名	退職年月日	再就職先名	役職名	再就職日
1	総務部次長兼企画推進調整室長兼中核市移行推進室長	平成30年3月31日	一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター	理事長	平成30年4月1日
2	財務部長	平成30年3月31日	福島市観光開発株式会社	代表取締役社長	平成30年6月29日
3	財務部次長	平成30年3月31日	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	飯野地域福祉センター所長	平成30年4月1日
4	農政部長兼福島大学農学系教育研究組織設置支援室長	平成30年3月31日	一般財団法人大原記念財団	経営本部総務部長	平成30年4月1日
5	農政部次長兼福島大学農学系教育研究組織設置支援室次長	平成30年3月31日	公益財団法人福島市振興公社	じょーもびあ宮畑所長	平成30年4月1日
6	健康福祉部次長兼保健所準備室長	平成29年3月31日	社会福祉法人福島福祉施設協会	渡利児童センター所長兼渡利デイサービスセンター所長兼わたりふれあいセンター所長	平成30年4月1日
7	子ども未来部次長	平成30年3月31日	公益財団法人福島市振興公社	古閑裕而記念館館長	平成30年4月1日
8	建設部長	平成30年3月31日	福島市土地改良区	事務局長	平成30年4月1日
9	建設部路政課長	平成30年3月31日	根本建設株式会社	—	平成30年7月2日
10	参与兼会計管理者兼会計課長	平成30年3月31日	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会	専務理事	平成30年6月1日
11	清水支所長	平成30年3月31日	公益社団法人福島市シルバー人材センター	常務理事兼事務局長	平成30年6月14日
12	吉井田支所長	平成30年3月31日	公益社団法人福島市スポーツ振興公社	事務局長兼スポーツ推進課長	平成30年4月1日
13	信陵支所長	平成30年3月31日	社会福祉法人福島福祉施設協会	清水児童センター所長	平成30年4月1日
14	総務部参与兼松川支所長	平成30年3月31日	松川町商工会	事務局長	平成30年4月1日
15	消防長	平成30年3月31日	一般社団法人福島県危険物安全協会連合会	事務局長	平成30年4月1日
16	教育委員会事務局教育部長	平成30年3月31日	公益財団法人福島市スポーツ振興公社	理事長	平成30年4月1日
17	水道局長	平成30年3月31日	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	常務理事	平成30年4月1日

8 職員の研修の状況

職員の公務能率の発揮と増進を図るため、平成29年度中に実施した主な研修は、次の表のとおりです。

	研修課程	研修対象者	1研修当たりの日数等	受講者数	回数
一般研修	新規採用職員研修	平成29年度新規採用職員	2～3日	86	2
	新規採用職員フォロー研修	平成29年度新規採用職員	2～3日	86	2
	係員基礎研修	平成24・25・27・28年度採用職員	1日	286	8
	中堅職員研修	平成12・14・16・20年度採用職員	1日	130	4
	技能労務職研修	技能労務職の職員	1日	94	3
	課長研修	課長職（相当職含む）の職員	1日	102	2
	ふくしま自治研修センター研修	研修毎の該当職員	2～5日	344	45
特別研修	接遇ブラッシュアップ研修	所属長推薦職員	1日	83	2
	コンプライアンス研修	30/35/40/45/50歳の職員	1日	229	4
	女性キャリアアップ推進セミナー	40歳以上課長職以下の女性職員	1日	86	1
	情報分析力向上研修	所属長推薦職員	1日	72	2
	嘱託職員・臨時職員研修	嘱託・臨時職員	1日	121	5
	トップセミナー・管理者セミナー	課長相当職以上の職員	1日	141	2
	その他の研修	該当職員ほか	1～2日	2,323	67
派遣研修	自治大学校	研修毎の該当職員	4～73日	6	6
	国土交通大学校	〃	12～17日	2	2
	東北自治研修所	〃	26～61日	2	2
	市町村アカデミー等	部局推薦職員	1～33日	88	48
自主	通信教育研修等	応募職員	—	2	
合 計				4,283	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 主な健康管理事業

項目	対象者・検査項目	実施月、受診者数等
① 定期健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 対象 市長部局等職員(水道局を除く) (人間ドック受診者を除く) 検査内容 心電図検査・血圧測定・眼底検査・尿検査・胸部X線 胃部間接撮影・血液検査・大腸ガン検査 (29歳以下は心電図検査・眼底検査・胃部間接撮影・大腸ガン検査を除く、40歳以上は腹囲測定、身長体重測定が追加) 	平成29年7月・8月 受診者：1,341人 (嘱託・臨時を除く)
② 現業職員検診	<ul style="list-style-type: none"> 対象 現業職員のうち職員課で指名した職員(嘱託を含む) 検査内容 身長、体重、視力、血圧の各測定・尿検査・血液検査 貧血検査・心電図検査・聴力検査・医師による聴打診 	平成30年2月 受診者：110人
③ 腰椎検診	<ul style="list-style-type: none"> 対象 保育所等職員及び調理職職員(嘱託を含む)を隔年で実施 検査内容 腰椎レントゲン・腰背部触診・腰椎一般に関する問診、視診 	平成29年10月～ 11月 受診者：145人
④ VDT作業従事者検診	<ul style="list-style-type: none"> 対象 VDTガイドラインの作業区分A・B及びCで目の疲れ等自覚症状がある者(臨時・嘱託職員を含む) 検査内容 問診・視力・眼位・視野・握力・タッピング 	平成29年7月・8月 受診者：548人
⑤ 雇入時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 対象 新規採用職員 検査内容 身長、体重、視力、血圧の各測定・尿検査・血液検査 貧血検査・心電図検査・聴力検査・胸部X線・医師による聴打診 	平成29年11月・ 平成30年3月 受診者：112人
⑥ 破傷風予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 対象 クリーンセンター、維持補修センター、下水道管理センター、清掃管理課に新たに配置となった職員(嘱託を含む) 	平成29年8月～9月 受診者：延べ14人
⑦ 人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> 対象 40歳以上の職員(予算の範囲内で受診者を決定、自己負担有り) 検査内容 日帰りドック(婦人がん検診を含む) 	平成29年6月～ 12月 受診者：499人

(2) 福島市職員共助会の事業

福島市職員共助会を条例に基づき設置し、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、士気の高揚や仕事を進めていくうえで必要な職員相互の連帯感の醸成につながる事業を実施しています。

※平成29年度(決算)

- 会員数 2,061人(平成29年4月1日現在)
- 会員(職員)掛金 金額……40,898千円
掛金率…給料月額×6/1,000(平成29年4月)
〃 …給料月額×5/1,000(平成29年5月～)
- 市交付金 3,809千円
- 事業内容
 - 給付事業…………… 会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝い金、見舞金等の給付を行う。
 - 体育・文化事業…… スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等について費用の一部を助成する。
 - 施設事業…………… 食堂施設の運営について費用の一部を助成する。

事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)掛金と市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金によりまかなわれています。

なお、給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金は「地方公務員法が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

(3) 公務災害補償

公務中や通勤中に災害が発生し職員が負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金等から一定の補償がされます。

平成29年度において、公務上の災害及び通勤災害は27件発生しています。

10 公平委員会の業務の状況について

本市公平委員会の平成29年度における業務の状況は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 勤務条件に関する措置の要求件数 | 0件 |
| (2) 不利益処分に関する不服申立の件数 | 0件 |
| (3) 職員の苦情の申立の件数 | 0件 |

公平委員会とは、地方公共団体職員の身分及び権利を保障するために市町村等に設置される、公正・中立な第三者的人事機関です(地方自治法第180条の5第1項第3号、地方公務員法第7条)。